

奈良県小規模企業振興基本条例 の施行について

平成29年11月30日

建設業法等法令講習会 資料

産業・雇用振興部 産業政策課

制定の背景

- 県内企業約3万3千社のうち企業数で約9割、従業員数で約4割を占める小規模企業は、地域密着の事業活動で地域の雇用を支え、地域経済の安定、県民生活の向上に貢献している極めて重要な存在。
※ 県内小規模企業は、県内全企業33,323社のうち28,749社(約86.3%)を占め、従業者数においては、全従業者258,712人のうち99,679人(約38.5%)を占める。(出典:2016年版中小企業白書)
- 本県の経済活性化のためには、小規模企業に成長発展してもらい、あるいは特色を生かして持続的に発展してもらうことが必要。

国の動向等

<国の動向>

- ・ 昭和38年7月 中小企業基本法の制定
- ・ 平成11年12月 中小企業基本法の一部改正 : 「定義」に小規模企業者を明記
- ・ 平成25年6月 中小企業基本法の一部改正 : 小規模企業者振興のための「基本理念」及び「施策の方針」を明記
- ・ 平成26年6月 小規模企業振興基本法の制定

<県の動向>

- ・ 平成20年3月 奈良県中小企業振興基本条例の制定(平成20年4月1日施行)
- ・ 平成28年3月 奈良県小規模企業振興基本条例の制定(平成29年4月1日施行)

他の自治体の制定状況(平成29年3月末日現在)

○小規模企業振興条例を単独制定【3道県】

- ・ 新潟県「新潟県小規模企業の振興に関する基本条例」(平成26年12月)
- ・ 北海道「北海道小規模企業振興条例」(平成28年3月)
- ・ 群馬県「群馬県小規模企業振興条例」(平成28年3月)

○中小企業・小規模企業振興条例を制定【10県】

- 三重県(平成26年3月)、富山県(平成27年3月)、長崎県(平成27年3月)、宮城県(平成27年7月)、神奈川県(平成27年10月)、栃木県(平成27年12月)、島根県(平成27年12月)、山梨県(平成28年3月)、岐阜県(平成28年3月)、鹿児島県(平成28年3月)、静岡県(平成28年12月)

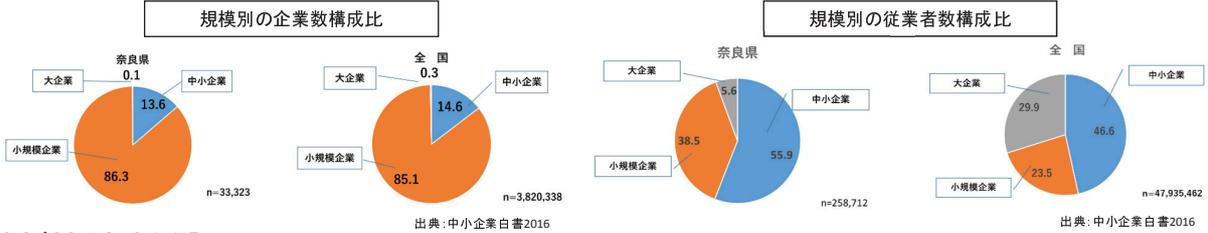
○中小企業振興条例に小規模企業振興を規定

- ・ 明記【8県】:長野県(平成26年3月)、熊本県(平成26年12月)、岩手県(平成27年3月)、石川県(平成27年3月)、福岡県(平成27年10月)、滋賀県(平成28年3月)、宮崎県(平成28年3月)、徳島県(平成28年10月)
- ・ 配慮【8県】:沖縄県(平成20年3月)、香川県(平成24年7月)、愛知県(平成24年10月)、山形県(平成24年12月)、大分県(平成25年3月)、和歌山県(平成25年12月)、秋田県(平成26年3月)、兵庫県(平成27年10月)

単独条例を制定する意義

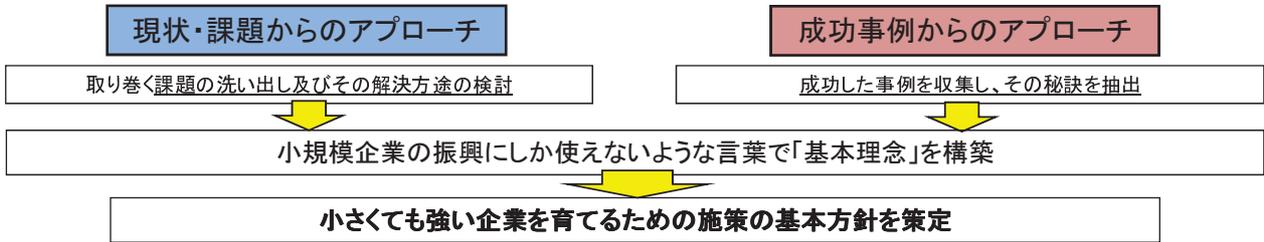
【小規模企業の現状の観点から】

- 本県における小規模企業の状況を、企業数の規模別の構成比からみると、全国と比べて差は見られないものの、雇用の面から見ると、全国と比べて顕著な差異が見られるところであり、本県における働く場を提供する大きな役割を果たしている。



【地方創生の観点から】

- 本県では、「経済分野における国際競争の激化、急激な少子高齢化の進展等により経済的社会的環境が大きく変化する中、中小企業の振興を図ることが重要」との認識のもと、小規模企業も含めた中小企業の振興を図るため、奈良県中小企業振興基本条例を制定（平成20年3月）し、条例に基づく各種施策を実施してきたところ。
- しかしながら、条例制定後も、全国と同様に人口減少が進む中、人口減少克服、地方創生の実現に向け、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、本県の実情に応じた「奈良県人口ビジョン」を策定するとともに、本県独自の地方創生に必要な政策分野を「住んでよし」「働いてよし」「訪れてよし」という三つの基本目標のもとに体系化し「奈良県地方創生総合戦略」（平成27年12月）としてとりまとめたところ。
- この三つの基本目標を実現していくためには、県内中小企業の成長発展はもとより、県内企業の大勢を占め、県内各地で様々な面（雇用、経済活動、地域活動等）から地域を支えるとともに、地域の活性化、成長へのエンジンとなる小規模企業の成長発展又は持続的な発展を促すことが重要。



基本骨子

8つの条からなる構成

狙い

小規模企業が果たす役割は、本県の経済活性化にとって欠くことのできない要素もっと成長してもらいたい、特色を生かして事業を永く続けてもらいたい

第一条
【目的】

第二条
【定義】

第四条
【県の責務】

第六条
【小規模企業者の努力等】

第七条
【県民の理解と協力】

第八条
【財政上の措置】

第三条【基本理念】

果敢に挑戦する意欲と自主自立の精神をもち、不断の努力を行う小規模企業の事業の成長発展、または持続的な発展を促進

第五条【基本方針】

- ①情報等の体系化と普及
- ②販路開拓の促進
- ③付加価値の創出の促進
- ④多様な人材の育成及び確保
- ⑤創業の促進
- ⑥資金供給の多様化及び円滑化
- ⑦まちづくり・商業活性化
- ⑧働き方改善の促進

県内小規模企業がそれぞれの置かれた状況の中で本領を発揮し、より幅広く活躍していただくための環境の整備が行政の役割

Small but Strong の企業を多く育てる

第一条 目的

- 地域において小規模企業が果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の成長発展又は持続的な発展を促すことにより、地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図り、もって県民生活の安定及び向上に資することを目的とする。

第二条 定義

- 小規模企業者…おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者で、県内に事務所又は事業所を有するもの。
- 小規模企業支援団体…商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、地域金融機関その他の小規模企業を支援する組織。

第三条 基本理念

- 経営の向上に果敢に挑戦する意欲及び自主自立の精神を持つ小規模企業者による不断の努力が前提。
- 地域の需要等を捉え適時に自由な発想による独自の商品又はサービスを開発し、提供できることその他の小規模企業の特性が生かされるよう推進する。
- 小規模企業の活力が最大限に発揮されるための環境の整備を図ることにより、小規模企業の事業の成長発展又は持続的な発展を促すよう推進する。

第四条 県の責務

- 県は、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を実施する責務を有する。
- 県は、基本理念にのっとり、小規模企業者、国、他の都道府県、市町村、小規模企業支援団体、大学その他の研究機関等と緊密に連携して、小規模企業の振興に関する施策を効果的に推進する責務を有する。

第五条 基本方針

- 次頁参照

第六条 小規模企業者の努力等

- 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展又は持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の運営を行い、経営を向上させるよう努めなければならない。
- 小規模企業支援団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に主体的な役割を発揮しつつ、積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 大企業その他の小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、県が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

第七条 県民の理解と協力

- 県民は、小規模企業の振興が地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進に寄与するとともに、県民生活の安定及び向上に資することを理解し、その事業の成長発展又は持続的な発展に協力する。

第八条 財政上の措置

- 県は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努める。

第五条 基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

1. 経営向上に資する情報等の体系化と普及

- 事業の成長発展又は持続的な発展に必要な情報、技能等を体系化し、その普及を図ること。

2. 販路開拓の促進

- 小規模企業にとって参入が困難な海外、首都圏等における商談の機会の確保及び情報通信技術の活用等を支援し、新たな販路の開拓の促進を図ること。

3. 付加価値の創出の促進

- 顧客が認める価値の獲得に向けた独自の商品又はサービスの改良等への不断努力を支援し、着実な事業化につながるよう、その付加価値の創出の促進を図ること。

4. 多様な人材の育成及び確保

- 事業に有用な情報、技能等の取得又はその承継の円滑化に係る支援により、総合的な経営力を備えた経営者、後継者その他幅広い人材の育成及び確保を図ること。

5. 創業の促進

- 情報の提供、研修の開催等により、創業への意欲の高い者、特に女性、青年又は高齢者による創業の促進を図ること。

6. 資金供給の多様化及び円滑化

- 経営の向上に果敢に挑戦する小規模企業者に対する資金の供給の多様化及び円滑化を図ること。

7. まちづくり・商業活性化

- まちづくりと一体となった商業の活性化への多様な主体の参画を促し、並びにこれらの者の連携及び協働に向けた媒介の役割を担い、各地域の消費の活性化を図ること。

8. 働き方改善

- 少ない人材で小規模企業を支えている現状に鑑み、長時間労働の是正、仕事と家庭の両立等の取組を支援することにより、働き方の改善及び従業員の待遇改善の促進を図ること。

条例の基本方針別施策一覧（平成29年度 主なもの）

「小さくても強い企業」、「小さくても永く続く企業」に育っていただくよう、8項目の基本方針に沿って、以下の施策を展開していく。

1. 情報等の体系化と普及

- 新 小規模企業成長発展促進事業 1百万円

2. 販路開拓の促進

- 新 伝統工芸等新たな展示会事業 3百万円
- 新 新たな工芸デザイン開発・販路開拓事業 3百万円
- 海外展開促進支援事業 13百万円
- 国内販路拡大支援事業 4百万円
- 奈良の逸品売り込み逆商談会開催事業 1百万円

3. 付加価値の創出の促進

- 新 首都圏SPA実践支援事業 5百万円
- 新 奈良県ものづくり小規模企業ガイドブック作成事業 2百万円
- 地域産業振興センター事業 97百万円
- BtoBマッチング・コーディネート支援事業 7百万円
- 高付加価値獲得支援補助事業 20百万円
- 「奈良ブランド」開発支援事業 4百万円

4. 多様な人材の育成及び確保

- 新 奥大和後継者育成事業(地域振興部) 20百万円
- 新 企業等連携による女性の活躍推進事業(健康福祉部) 4百万円
- 新 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 2百万円
- 新 若年者県内就職促進事業 3百万円
- ものづくり人材育成事業 1百万円
- 建設業人材育成事業(県土マネジメント部) 2百万円

5. 創業の促進

- 新 奥大和起業家育成事業(地域振興部) 33百万円
- 新 女性起業家販売促進支援事業(こども・女性局) 3百万円
- 奈良起業家創出促進事業 5百万円
- ビジネスインキュベータ運営事業 4百万円

6. 資金供給の多様化及び円滑化

- 制度融資全体 貸付枠 40,000百万円
- 新 チャレンジ応援資金(小規模企業枠) 限度額 50百万円
- 新 女性・若者・シニア・Uターン創業支援資金 限度額 15百万円
- ならクラウドファンディング活用支援事業 3百万円

7. まちづくり・商業活性化

- 大神神社参道周辺地区賑わい創出事業(まちづくり推進局) 1百万円
- 奈良の農・林・食賑わい創出支援事業(農林部) 5百万円

8. 働き方改善の促進

- 新 働き方改善推進事業 4百万円
- 育児休業取得促進事業 22百万円
- 社員・シャイン職場づくり推進事業 5百万円